

令和7年度CSA手法拡大支援事業

CSA 手法



生産者と消費者とが強く結びついた
顔の見える関係づくりを強化するため、

農業体験や援農など生産者と消費者の交流を行いながら
定期的な生産物の販売を行う“手法”のこと

を用いた取組を支援します！



交流(農業体験、援農等)



定期購入



農業者の販路確保



生産者と消費者の
つながりの創出

(本事業では、一般的なCSA(Community Supported Agriculture)にある
「前払い制」や、生産者ほ場への「ピックアップポイント」の設置にはこだわりません。)

補助対象者

- ✓ 農業者グループ(2戸以上)
- ✓ 農業者の組織する団体
(農業協同組合、農事組合法人など)
- ✓ 生産者と消費者とを結ぶ
民間事業者または任意団体
- ✓ 県が事業の実施を認めた特認団体

事業の対象となる交流の相手

- ✓ 消費者の組織する団体
- ✓ 企業の従業員
- ✓ 企業の運営する店舗(例:病院、
フィットネスジムなど)の利用者、
企業の顧客等
- ✓ 複数世帯から構成された
特定母集団を持つグループ
(学校や幼稚園・保育園の保護者等)
- ✗ 個人消費者のみとの交流は対象外

補助対象経費

- ✓ 農業体験等交流に要する経費
↳ 軍手等消耗品代、バス借上げ代等
- ✓ 広報費
↳ 消費者との交流用HP等の改修費、
交流相手拡大に要するチラシ作成費等
- ✓ ピックアップポイント整備費
↳ 棚、ロッカー、保冷库等購入費等
- ✓ CSA手法拡大・推進に必要な経費

補助額

- ✓ 補助上限額:25万円
下限度: 5万円
- ✓ 補助率:1/2以内

申請先

- ✓ 主となる生産者の地域を所管する
農林(水産)振興事務所